

## 【原油価格・物価高騰対策】

# 高齢者世帯等生活応援給付金支給のお知らせ

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響による経済的な負担軽減を図るため、中標津町では、**世帯構成員の全員が市町村民税非課税であって**、令和7年11月1日時点（基準日）において、次の支給要件①～④のいずれかに該当する世帯に対し、生活費の一部を支援します。

### 【支給要件】

#### ①高齢者世帯

65歳以上（昭和36年4月1日以前に生まれた方）のみで構成する世帯、又は前述の世帯に18歳未満の児童を扶養している世帯

#### ②重度の障がいを持つ方がいる世帯

身体障害者手帳1・2級（内部障がいの方は3級まで）、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯

#### ③ひとり親世帯

18歳以下の児童（平成19年4月2日以降に生まれた子）を扶養する父又は母いずれか一方で構成する世帯

#### ④生活保護受給世帯

生活保護法の規定による保護を受けている世帯

**※ただし、世帯全員又は対象となる方が社会福祉施設等に入所している場合（長期入院含む）は、支給の対象になりません。**

### 【支給額】

1世帯につき 10,000円

### 【申請期間・申請場所】

申請期間：令和8年1月27日（火）から令和8年2月27日（金）まで

申請場所：中標津町役場1階102号会議室（令和8年2月6日（金）まで）

（2月9日（月）以降は、役場福祉課窓口⑥番、計根別支所で受け付けます。）

受付時間／土・日・祝祭日を除く午前9時から午後5時まで

### 【申請方法】

申請書裏面の「誓約・同意事項」を確認のうえ、必要事項記入され、**回封の返信用封筒にて返送又は申請書受付先へご提出ください。**

※代理人申請も可能ですが、代理申請の申出欄の記入・押印と代理人の身分を証明できる書類添付又は提示が必要となります。）

**※申請書の書き方等は、別紙記入例をご覧ください。**

**支給要件に該当する方は、お忘れなく期間内に申請してください。**

《問合せ先（送り先）》 〒086-1197 中標津町丸山2丁目22番地  
中標津町役場福祉課社会福祉係  
電話 0153-74-0884（直通電話）